

シリーズ「専門職員のしごと」vol.14

西部療育センターのコーディネーター

西部療育センターのコーディネーターは、主に未就学児の利用計画作成、福祉制度の説明、協議会への参加等を業務として担当しています。今回はその3点についてご紹介いたします。

計画 相談

通園や福祉サービスの利用にあたって受給者証を取得する際、利用計画の作成が必要となる場合があります。

お子さんやご家族が希望する生活を送ることができるよう、継続的に現状把握や課題の確認を行い、必要に応じて関係機関と情報共有や連携をしながら利用計画の作成を行っています。

福祉 制度

お子さんの年齢によって案内する内容は異なりますが、利用できるサービスの情報や手続きの流れの説明を行うなど、福祉制度に関する情報提供を行っています。



協議会 への参加

福岡市障がい者等地域生活支援協議会では、障がい児の福祉、医療、教育の関係者が相互の連携を図ることにより、地域における支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議をしています。協議会の中には各区に区部会が設置されており、西部療育センターは早良区と西区の区部会に参加しています。

上記以外にも何か心配なことや気になることについて相談がある場合は、必要に応じて利用者の方々に面接を実施しています。また、西部療育センター内の他部門とも連携しながら対応することもあります。

今後も、お子さんやご家族のニーズに合わせた支援を行ってまいります。



▲面接室の様子（職員による模擬）